

高芝地区民生委員児童委員協議会規約

第1章 総 則

第1条（名称及び事務所）

本会は民生委員法第20条に基づき設置された高芝地区民生委員児童委員協議会（以下高芝地区民児協と略称）と称し事務所を会長宅に置く。

第2条（構 成）

本会は高芝地区コミュニティを担当する民生委員・児童委員及び主任児童委員全員をもって構成する。

第3条（目的及び事業）

本会は民生委員法第24条に定める任務を遂行し地域福祉の増進に寄与することを目的とし次の事業を行う。

1. 民生委員児童委員及び主任児童委員の資質向上と親睦に関する事。
2. 行政機関及び福祉関係団体との連絡調整並びに協働に関する事。
3. 福祉関係事業の研修に関する事。
4. 船橋市社会福祉協議会並びに高芝地区社会福祉協議会と連携した活動に関する事。
5. その他地域における福祉推進に関する事。

第2章 役 員

第4条（役 員）

本会に次の役員及び監査を置く。

- | | |
|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 理 事 | 若干名 |
| 4. 会 計 | 2名 |
| 5. 書 記 | 2名 |
| 6. 監 査 | 2名 |

第5条（役員を選出及び任期）

1. 役員を選出は規約第7条に定める全体会議においてその構成員の中から互選により選出する。ただし、会計及び書記は会長が指名することができる。
2. 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠により選出した役員任期は前任者の残任期間とする。

第6条（役員の任務）

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は本会における事業推進とグループリーダーを担当する。
4. 会計は本会の収支事務を担当する。
5. 書記は本会運営に係る庶務一般を担当する。
6. 監査は本会の会計に関する監査を行う。

第3章 会 議

第7条（会議の種類）

本会の会議は全体会議及び理事会とし次の事項を審議決定する。

1. 全体会議は規約第3条の事業を円滑に推進するため毎月1回会長が招集する。全体会議は第2条に定める構成員によるものとし開催日程は別途運営細則で定める。
2. 理事会は第4条に定める役員のうち監査を除く役員をもって構成し、会長が必要と認めたととき開催し、本会事業の推進について審議決定する。

第8条（会議の運営）

1. 全体会議の準備運営に当たるため出席委員の中から輪番制で2名の運営委員を選出する。（当番）
2. 前項に定める運営委員は会議の司会並びに議事録を作成する。
3. 理事会の準備並びに議事録の作成は書記が行う。
4. 会議の議長は会長とする。

第4章 （削 除）

第9条（削除）

第10条（削除）

第11条（削除）

第12条（削除）

第5章 会 計

第13条（収 入）

1. 本会の経費は次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 第2条に定める委員の会費
 - (2) 各種助成金
 - (3) 寄付金その他雑収入
2. 会費の額は別途運営細則で定める。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

第15条（収支報告）

会計担当役員は毎年度の収支決算を行いその結果を全体会議で報告する。

第6章 規約の改廃等

第16条（規約の改廃）

規約の改廃は理事会で行い全体会議の承認を得る。

第17条（細則）

本規約に定めるものの他、必要ある場合は別途運営細則で定める。

（附 則）

1. この規約は昭和61年12月1日から施行
2. 平成元年9月6日 全体会議の開催日及び部会の改正
3. 平成6年3月10日 組織（主任児童委員を含む）の改正
4. 平成6年8月11日 児童福祉部会及び主任児童委員研究会の設置等一部改正
5. 平成20年4月1日 規約の全面改定を行い施行する。
6. 平成23年4月1日 研究部会の廃止等一部改正

高芝地区民生委員児童委員協議会運営細則

第1条（全体会議の開催）

規約第7条に定める全体会議の開催日程は原則として毎月第2木曜日とする。ただし、特別の事情ある場合はこれを変更することができる。

第2条（会費）

規約第13条に定める会費は月額500円とし、1年分一括納入とする。

第3条（弔慰・見舞金）

会員の弔慰・見舞金については次により行うものとする。

- (1) 会員に弔事があったときは次の区分により弔意を表すものとする。
 - ア. 本人死亡の場合 1万円の香典並びに供花
 - イ. 配偶者死亡の場合 1万円の香典
- (2) 会員が疾病・事故などにより1ヶ月以上病床にあったとき、疾病見舞金として5千円をおくる。
- (3) その他理事会で必要と認めた場合

第4条（退任慰労金）

退任した会員の慰労については次により慰労金又は記念品を贈る。

- (1) 在任6年以上 5千円
- (2) 在任12年以上 1万円
- (3) 在任18年以上 2万円
- (4) その他理事会で必要と認めた場合

第5条（交際費等）

会員が本会を代表し出席する行事等について必要ある場合は会長が認める範囲で交際費を支出することができる。

第6条（実費支給）

会員が規約第3条の事業を行うに当たり諸経費が必要となった場合、次により実費支給を行う。ただし、主催者側が負担する場合は支給しないものとする。

- (1) 市内出張の場合 1日につき1千円
- (2) 市外出張の場合 1日につき1千5百円
- (3) 県外出張の場合 1日につき2千円
- (4) その他会長が認めた場合の実費補填

(附 則)

1. 本運営細則は平成3年3月14日から施行する。
2. 平成11年8月5日 退任後、本人死亡の場合の一部追加改正を行う。
3. 平成20年4月1日 本運営細則の全面改正を行う。
4. 平成23年4月1日 会費の改正
5. 平成28年4月14日 細則第3条（弔慰・見舞金）（1）ウ項の退任後死亡の場合を削除

